

整理番号	消防－法不－83
------	----------

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	容器検査所の登録取消又は再検査停止命令
概要	市長は、容器検査所の登録を受けた者が、法令の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第53条 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</a> )
処分基準	<p>・ 高圧ガス保安法第53条 経済産業大臣は、容器検査所の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第7条2号又は第50条第2項第3号若しくは第4号に該当するに至ったとき。</li> <li>2 第49条第3項から第5項まで、第49条の4第3項若しくは第4項、第51条又は前条第1項の規定に違反したとき。</li> <li>3 第50条第4項の規定による制限又は前条第4項の規定による命令に違反したとき。</li> <li>4 第60条第1項の規定による帳簿の記載をせず、又は帳簿に虚偽の記載をしたとき。</li> <li>5 容器検査所の登録を受けた者が第一種製造者である場合において、第38条第1項第1号から第5号までの規定により第5条第1項の許可を取り消されたとき。</li> </ol> <p>どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるため、画一的な基準をお示しすることはできません。</p>
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備考	